

○ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（抄）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（水底土砂に係る判定基準）</p> <p>第一条</p> <p>2 令第五条第二項第四号の環境省令で定める基準は、別表第一号から第三号まで、第九号、第一三号、第一四号及び第一九号から第三一号までの上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとし、<u>ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）</u>にあつては検液一リットルにつきダイオキシン類一〇ピコグラム以下とする。</p> <p>（ばいじん、燃え殻に係る判定基準）</p> <p>第一条の二 令第五条第一項第八号の括弧内の環境省令で定める基準及び当該環境省令で定める基準以外の同号の環境省令で定める基準は、<u>試料一グラムにつきダイオキシン類三ナノグラム以下とする。</u></p>	<p>（水底土砂に係る判定基準）</p> <p>第一条</p> <p>2 令第五条第二項第四号の環境省令で定める基準は、別表第一号から第三号まで、第九号、第一三号、第一四号及び第一九号から第三一号までの上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>（ばいじん、燃え殻等に係る判定基準）</p> <p>第一条の二 令第五条第一項第八号の括弧内の環境省令で定める基準及び当該環境省令で定める基準以外の同号の環境省令で定める基準は、<u>試料一グラムにつきダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）</u>三ナノグラム以下とする。</p>